

自動運転バス運行業務委託仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、米子市レベル4自動運転実装推進協議会（以下「発注者」という。）が令和7年度に実施する「自動運転バス運行業務委託（以下「本業務」という。）」に適用する。

(目的)

第2条 本業務は、バス運行事業者の運転手不足に係る状況改善や交通事故の削減等、公共交通を取り巻く環境改善を図るため、実証運行の実施と社会受容性の向上を通じたレベル4自動運転バスの実現に向けた出発点として、レベル2自動運転バスを運行するものである。

あわせて、スマートシティの推進及びDXの推進を背景の一部とする本業務の実施により、まちづくり、観光・経済の活性化及び環境負荷の低減に寄与することを目指す。

(履行期間)

第3条 本業務の履行期間は、契約締結日から令和8年2月27日までとする。

(用語の定義)

第4条 本仕様書における「自動運転レベル」は、JASO TP18004における定義による。

2 本仕様書における「自動運転車両」は、自動車の動的運転タスクの一部又はすべてを持続的に実行する自動運転システムを備えた車両をいう。

3 本仕様書における「自動運転バス」は、第17条に定める運行計画に沿って実施する自動運転車両を用いた旅客等の運送をいう。

第2章 業務実施体制

(複数の企業等による体制)

第5条 受注者は、本業務の履行期間中、将来的な自動運転サービスの担い手として期待される、米子市内に事業所を有するバス事業者（以下「バス事業者」という。）等、発注者が指定する複数の事業者又は団体による本業務の実施を目的とする体制を構築すること。

(技術管理者)

第6条 受注者は、自動運転車両の管理及び整備に関する業務を統括させるため、第11条の規定により調達する自動運転車両の走行に必要な専門的知識を有する者のうちから、本業務における技術管理者を選任すること。

2 技術管理者は、車両の不調による事故、運休、遅延及び苦情の発生を避けるため、自動運転車両を適切に管理すること。

(運行管理者)

第7条 受注者は、自動運転バスの運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、本業務における運行管理者を選任すること。

2 運行管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）のうち、一般乗合旅客自動車運送事業に関する事項を準用し、運行管理を行うこと。

3 運行管理者は、前項の規定による業務に関し、本業務の特性から実施することが適当ではないと考えられるものについては、あらかじめ発注者の承諾を得ることにより、内容の変更又は省略をすることができる。

(車両管理)

第8条 受注者は、車両の不調による事故、運休、遅延及び苦情の発生を避けるため、自動運転車両を適切に管理すること。

(遠隔監視員)

第9条 受注者は、自動運転バスの運行中、第13条第1項(1)の規定により整備する遠隔監視室において、車両内外及び走行状況等を遠隔で監視する者（以下「遠隔監視員」という）を常時選任しておくこと。

2 受注者は、発注者の指示に従い、遠隔監視員の業務をバス事業者に委託して実施し、又は自ら実施するものとする。

(オペレーター)

第10条 受注者は、バス運転者の労働時間等の改善のための基準（平成13年国土交通省告示第1675号）を準用し、自動運転バスの運行のために車両を操縦する者（以下「オペレーター」という。）を、常時選任しておくこと。

2 受注者は、発注者の指示に従い、オペレーターの業務をバス事業者に委託して実施し、又は自ら実施するものとする。

3 オペレーターは、旅客自動車運送事業運輸規則のうち、乗務員に関する事項を準用し、業務を行うこと。

4 オペレーターは、自動運転バスの安全な運行に支障のない範囲において、乗車に際し支援を要する旅客等への支援及び、自動運転技術等に対する旅客からの質問への応答等

を行うよう努めること。

第3章 業務内容（運行準備）

（自動運転車両の調達）

第11条 受注者は、本業務を履行するため、次に掲げる事項をすべて満たす自動運転車両を2台調達すること。

（1）車両性能

ア 走行中に自動運転と手動運転を切り替えることが可能な自動運転システムを備えた電気自動車であること。

イ 自動運転レベル2以上での走行が可能であり、将来的に車両調整等により自動運転レベル4での走行が可能であること。

ウ インフラ協調に頼らず、信号、歩行者（横断歩道を渡る者を含む。）を認識・判断できること。

エ 障害物（駐車車両、工事現場等）を検知・判断して自動回避ができること。

オ 市街地において、インフラ協調に頼らず、自動運転率（走行距離のうち運転手が手動介入せずに自動運転で走行できた距離の割合）90%以上での運転が見込まれること。

カ 設定された目的地に向け、最適な運行方法を自動で判断し、複数車線の車線変更や右左折を自動でできること。

キ 乗車定員が10人以上であること。

ク その他、次に掲げる装備を備えること。IMU、GNSS、HMIディスプレイ、緊急停止ボタン、着座センサ、エアコン、シートヒータ、シートベルト、衝突検知センサ等

ケ 車いすでの乗車が可能であり、車いす用スロープ（手動可）を備えること。

（2）運行管理システム

運行管理システムは、次に掲げる機能に対応すること。

ア 車両に搭載したカメラによる車両内外の遠隔監視

イ 緊急時における車内との通話

ウ 速度や位置等の車両走行状態のリアルタイムでの取得

2 調達する車両の状態は、他者による使用履歴がないものに限る。

3 自動運転車両の調達は、購入によるものとし、第17条第1項（1）に規定する自動運転バスの運行期間が終了する前に、車両が本市に帰属する契約とすること。

4 調達した車両は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく自動車の登録を行うこと。その際、車両の調整又は改造等が必要な場合は施すこととし、使用の本拠の位置は米子市内とする。なお、自動運転車両の保管場所は発注者が指定し、本登録

作業開始の前までに受注者あて別途通知する。

- 5 自動運転車両の保管場所は、発注者と受注者との協議により変更することができる。
- 6 受注者は、第1項の規定により調達する自動運転車両について、あらかじめ発注者の承諾を得ること。

(自動運転車両の改造等)

第12条 受注者は、前条の規定により調達したすべての自動運転車両に、次に掲げる改造及び装飾等を施すこと。

(1) 行先表示

自動運転バスの行先又は経由地等が車外から容易に判別できるよう、行先表示器等を設置すること。なお、行先表示器等の仕様及び設置位置は、車両の外観及び内観と調和し、洗練されたものとなるよう配慮し、また、第14条第1項(3)に掲げる道路使用許可の取得の妨げとならないよう、関係機関と協議の上、設置すること。

(2) 車内換気

自動運転バスの運行中等、閉扉時も車内を換気できるよう、外気導入が可能なエアコン、開閉可能な窓又はベンチレーター等を設置すること。

- 2 受注者は、前項の規定による自動運転車両の改造及び装飾等について、あらかじめ発注者の承諾を得ること。

(運行に要する施設等の整備)

第13条 受注者は、自動運転バスの運行のため次に掲げる施設及び設備を整備すること。

(1) 遠隔監視室

自動運転バスの運行状況等の遠隔監視及び車両操作が可能な設備を有する遠隔監視室を整備すること。なお、本施設を整備する場所は発注者が指定するものとし、第9条に定める遠隔監視員の業務に支障がない場所に設置すること。また、将来的に運行管理システム等の更新又は変更により、自動運転レベル4への対応が可能なものとする。

(2) 急速充電設備

発注者の指定する場所において、第11条の規定により調達する自動運転車両の規格に適合する急速充電設備を1基整備すること。

(3) 停留所標識

第17条第1項(2)に規定する停留所に、停留所標識を設置すること。

- 2 受注者は、前項の規定による施設及び設備について、あらかじめ発注者の承諾を得ること。

(関係機関等協議)

第14条 受注者は、自動運転バスの運行のため、必要に応じ、次に掲げる関係機関との

協議及び申請並びに関係事業者との協議及び調整等を実施すること。

(1) 基準緩和認定

自動運転車両の走行のため、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条の規定による保安基準の緩和に関し、当該事務を所管する機関等との協議及び申請等を行い、認定を受けること。

(2) 駐停車合意の公示

乗合自動車の停留所における自動運転バスの停車のため、道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条の規定による合意の公示に関し、当該事務を所管する機関並びに関係のある者等との協議及び合意の取得を行い、公示に必要な書類等を提出すること。

(3) 道路使用許可

自動運転バスの運行及び前条第1項(3)の規定による停留所標識の設置のため、道路交通法第77条の規定による道路使用の許可に関し、当該事務を所管する機関等との協議及び申請等を行い、許可を得ること。

(4) 道路占用許可

前条第1項(3)の規定による停留所標識の設置のため、道路法（昭和27年法律第180号）第32条の規定による道路占用の許可に関し、当該事務を所管する機関等との協議及び申請等を行い、許可を得ること。

(5) 関係事業者との協議等

路線及び停留所の位置が競合する交通事業者との協議及び調整を行い、自動運転バスの運行に支障が生じないように対策を講じること。

2 受注者は、発注者が組織する「米子市レベル4自動運転実装推進協議会」に委員として参加し、事業に関する報告等を行うとともに、他の委員の意見を本業務に反映させるよう努めること。

3 第1項に掲げるもののほか、自動運転バスの運行に必要となる法定手続き並びに関係機関及び関係事業者との協議又は調整は、受注者が主体となって実施することとし、その実施に当たっては発注者と協議の上行うものとする。

(走行設定等)

第15条 受注者は、事前調査、運行設計領域（ODD）の設定、三次元地図の作成、走行ルートの設定等を行い、自動運転バスの運行が可能な状態とすること。

2 前項の規定による走行ルートの設定等に当たり、第11条の規定により調達する自動運転車両とは別に自動運転車両が必要となる場合は、別途、受注者により手配すること。

(業務従事者教育)

第16条 受注者は、遠隔監視員、オペレーター及びその他本業務に従事する者に対し、業務の内容に応じた関係法令等による規制、安全管理並びに緊急時対応、使用する自動

運転システム等の技術、旅客等対応時の接遇等について十分な教育を行うこと。

- 2 前項の規定による教育のほか、オペレーターに対しては、路上訓練等、自動運転バスの安全で安定した運行に必要な訓練等を十分に行うこと。

第4章 業務内容（自動運転バスの運行）

（運行計画）

第17条 受注者は、次に掲げる内容で自動運転バスの運行を行うこと。

(1) 運行期間

令和7年12月2日から令和8年2月27日までを標準とし、発注者と協議の上で決定することとする。なお、原則、土日祝日は運休とする。

(2) 運行ルート及び停留所

別紙1を標準とし、発注者と受注者との協議により定める。

(3) 運行ダイヤ

1時間当たり2から4便程度のバスが運行するものとし、発注者と受注者との協議により定める。

(4) 運賃

運賃は無料とする。

- 2 前項の規定による自動運転バスの運行は、道路運送法第2条の規定による旅客自動車運送事業に該当しない範囲で実施する。

（乗車予約）

第18条 自動運転バスへの乗車は自由乗車制又は予約制とし、発注者との協議により決定するものとする。

- 2 予約制とした場合、受注者は、Webの活用等により効率的かつ容易な予約申込方法を構築し、乗車予約を受け付け、管理すること。
- 3 前項の規定による予約申込方法の構築にあたり、電話対応の併用等、希望するすべての者が予約申込みできるよう努めること。
- 4 受注者は、第2項の規定により構築する予約申込方法の内容について、あらかじめ発注者の承諾を得ること。

（運行状況の公開）

第19条 自動運転バスの運行状況は広く公開するものとする。

- 2 受注者は、Webの活用等により効率的かつ容易な運行状況の公開方法を構築し、運用すること。
- 3 前項の規定による運行状況の公開方法の構築にあたり、電話対応の併用等、希望する

すべての者が運行状況を確認できるよう努めること。

- 4 公開する運行状況は次に掲げるものとする。
 - (1) 現在の走行位置
 - (2) 遅延又は運休状況
 - (3) 計画的な運休予定
- 5 受注者は、第2項の規定により構築する運行状況の公開方法の内容について、あらかじめ発注者の承諾を得ること。

(イベント及び視察対応)

第20条 受注者は、発注者からイベント又は視察対応の指示があった場合は、原則としてこれに応じること。

(アンケート調査)

- 第21条 受注者は、第31条に定める成果報告に向け、自動運転バスの利用者に対するアンケート調査を実施すること。
- 2 前項の規定によるアンケート調査の内容について、あらかじめ受注者と協議し、了承を得ること。

(運休)

- 第22条 運行管理者は、次に掲げる理由においてのみ、自らの判断で自動運転バスを運休することができる。
- (1) 災害の発生又は天候の悪化等
災害の発生又は天候の悪化等により、自動運転バスの運行が危険若しくは困難な場合。
 - (2) イベント及び視察対応
第20条の規定による指示に基づく対応により、運行可能な自動運転車両が不足する場合。
 - (3) 交通規制等
第17条第1項(2)に規定する運行ルート上における交通規制等により、自動運転バスの運行ができない場合。
 - (4) 車両不調
自動運転車両の不調により、自動運転バスの運行ができない場合。
 - (5) その他
前各号によるもののほか、突発的な事象等によりやむを得ない場合。
- 2 運行管理者は、前項の規定により自動運転バスを運休した場合、速やかに発注者へ報告すること。
 - 3 受注者は、第1項(4)の規定による運休があった場合、自動運転車両の速やかな復旧

に努めるとともに、文書により速やかに発注者に報告すること。

- 4 運行管理者は、第1項に掲げる理由以外で自動運転バスを運休する場合、あらかじめ発注者と協議し、承諾を得ること。

(車両管理)

第23条 受注者は、道路運送車両法第47条から第48条までの規定を準用し、車両管理を行うこと。

- 2 受注者は、前項の規定による業務に関し、本業務の特性から実施することが適当ではないと考えられるものについては、あらかじめ発注者の承諾を得ることにより、内容の変更又は省略をすることができる。

(問合せ対応)

第24条 自動運転バスの運行状況、利用方法、車内への忘れ物等に関する問合せへの対応は、受注者により行うこと。

(苦情対応)

第25条 受注者は、旅客に対する取扱いその他自動運転バスの運行に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、誠意をもって対応すること。

- 2 受注者は、前項の苦情の申出を受け付けた場合は、文書により速やかに発注者へ報告すること。

(事故対応)

第26条 受注者は、事故の発生により自動運転バスの運行を中断したときは、当該車両に乗車している旅客の保護に関して、適切な処置をしなければならない。

- 2 受注者は、自動運転バスの運行に係る事故が発生した場合には、文書により速やかに発注者へ報告すること。
- 3 受注者は、事故の発生を未然に防ぐため、自動運転バスの運行上の危険の予測及び回避に努めること。

(事故による死傷者に関する処置)

第27条 受注者は、天災その他の事故により、旅客が死亡し、又は負傷したときは、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

(1) 応急手当等

死傷者のあるときは、すみやかに応急手当その他の必要な措置を講ずること。

(2) 家族への通知

死者又は重傷者のあるときは、すみやかに、その旨を家族に通知すること。

(3) 遺留品の保管

遺留品を保管すること。

(4) その他

前各号に掲げるもののほか、死傷者を保護すること。

第5章 業務内容（レベル4自動運転に向けた技術対応等）

（技術導入対応）

第28条 受注者は、発注者が次年度以降に予定するレベル4自動運転の実装に向けた検討及び検証に必要な走行データ等を発注者へ提出すること。

（社会受容性の向上）

第29条 受注者は、自動運転に対する社会受容性の向上を目的とし、自動運転に対する市民の理解や自動運転バスの利用につながる取組を実施すること。取組の内容については、下記に例示する。

- (1) 地域住民を対象とした、体験乗車等のイベント実施
- (2) 公共交通の利用に制約がある方を対象とした、体験乗車等のイベント実施
- (3) 教育プログラムへの参画（小中学生対象の試乗会開催や出張授業の実施等）
- (4) その他社会受容性向上に資すること（地域住民等を対象としたイベント実施等）

第6章 報告書等

（自動運転バス利用者数の報告）

第30条 受注者は、自動運転バスの利用者数について1か月ごとに発注者に報告すること。

2 利用者数は、報告対象月の翌月7日（土曜日、日曜日の場合はその翌開庁日）までに電子メールで報告すること。

（成果報告）

第31条 受注者は、本業務における自動運転バスの運行を通じて得られた技術的な成果や課題、第21条に定めるアンケート調査の結果について分析を行い、それらを成果報告書にまとめ、発注者へ提出すること。

2 レベル4自動運転に向けた技術対応等に係る懸案事項があれば、前項に定める報告書に、記載すること。

第7章 その他

(保険加入)

第32条 第15条の規定による事前調査等の開始から第17条第1項(1)に規定する自動運転バスの運行期間の終了までの間、次に掲げる補償内容以上の損害賠償保険に加入すること。

- (1) 対人対物賠償
無制限とする。
- (2) 人身傷害賠償
1名につき5,000万円以上とする。
- (3) 施設賠償、生産物賠償(施設、建物等)
1億円以上とする。

(守秘義務)

第33条 受注者は、本業務により知り得た内容及び結果を第三者に漏洩してはならない。

(補足)

第34条 受注者は、本仕様書によるもののほか、本業務の実施に当たり関係法令及び条例を遵守すること。

- 2 公募型プロポーザルにおける企画提案書やプレゼンテーションにおいて提案を行った事項については、確実に履行することとし、疑義が生じた場合は、その都度速やかに発注者と受注者で協議し、決定すること。
- 3 受注者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を発注者の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておくこと。
- 4 受注者は、自動運転車に関する国のガイドライン(自動運転車の安全確保に関するガイドライン、自動運転車の安全技術ガイドライン)等に従い、また、国から自動運転車に関する新たなガイドライン等が発出された場合は、それに従って本業務を実施すること。
- 5 本業務は、国土交通省所管の「令和7年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(自動運転実証調査事業)」の交付決定を受けて実施することから、受注者は、以下に掲げる補助金交付要綱等に基づき、本業務を適正に実施するものとする。

また、受注者は、発注者から、発注者が当該補助金に係る実績報告資料の作成並びに中間検査及び確定検査への対応を行うに当たり必要となる資料の提出を求められた場合は、速やかにこれに応じるものとする。

- ① 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱
- ② 令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(自動運転実証調査事業)
 - ・ 交付規定(事務局)
 - ・ 補助事業者公募要領(事務局)

- ・経理処理マニュアル（事務局）
- ・キックオフ会議資料（事務局）
- ・令和7年度FAQリスト（事務局）

※事務局：令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転実証調査事業）事務局（PwCコンサルティング合同会社）

- 6 本仕様書に定めのない事項又は本業務の内容に関し疑義が生じた場合は、その都度発注者と受注者が協議し、定めるものとする。

別紙 1

運行ルート及び停留所



停留所は「米子駅」「鳥大病院」の2か所を想定